

復興へのあゆみ vol.13

復興に向けて一。あゆみ進める人を紹介します。

災害で失われた地域のつながりを取り戻したい

佐藤さんは、地域支え合いセンターで被災した人たちの生活再建支援に携わっています。被災により自宅を離れ、応急仮設住宅で生活している世帯などを月1回程度訪問しています。応急仮設住宅の期限は入居から2年間であり、生活再建の状況で延長の可否が決まります。佐藤さんたちは各世帯の状況を聞き取り住宅確保に向けた手続きの支援を行っています。また、生活再建に向けた相談会を開催するなど、必要に応じて関係機関につなぐサポートをしています。

また、地域住民の交流イベントや

サロン活動などを開催し、住民が交流する場所づくりにも取り組んでいます。平成30年7月豪雨で集会所などが被災し、サロンの開催が困難になった地区が多くありました。「またみんなが集まりたい」という声も多いため、地域支え合いセンターがサロンの運営をサポートして開催しています。

しかし今年の2月以降は、新型コロナウイルスの感染拡大により、サロンの開催が難しい状況が続いています。佐藤さんは、「サロンを続けることは地域の防災力や福祉力の向上にもつながる大切なこと。このま

災害復興掲示板

本庁 ☎24 - 1111

吉田支所 ☎52 - 1111

三間支所 ☎58 - 3311

津島支所 ☎32 - 2721

宇和海支所 ☎62 - 0311

※詳しくは、お問い合わせください。



佐藤 猛 さん

profile

社会福祉協議会吉田支所に設置されている「地域支え合いセンター」の管理者。被災者の生活再建に向けてサポートしています。

【問合先】 地域支え合いセンター ☎52 - 3115

義援金の申請・受付期限延長

平成30年7月豪雨災害の被災者に、市内外から寄せられた義援金を県および市の災害義援金配分委員会において決定した基準により、配分しています。

災害義援金の申請および受付期限が令和3年6月30日(水)まで延長されました。

すでに義援金の配分を受けている人については、追加配分は登録している指定口座に振り込みます(再度申請は不要)。義援金の配分対象(住家被害を受け、罹災証明書の交付を受けた世帯など)で、まだ配分を受けられていない人は申請が必要です。期限までに申請手続きを行ってください。

【問合先】財政課財政係 ☎49-7008

平成30年7月豪雨災害宇和島市追悼式

■式典中止。自由献花のみ

平成30年7月豪雨災害宇和島市追悼式を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため式典を中止し自由献花により執り行うこととしました。

また、当日は正午に行政連絡放送を行います。それぞれの場所で黙とうをお願いします。

【と き】7月7日(火) 午前10時～午後3時
※避難情報の発令状況により順延または中止する場合があります。

【ところ】吉田公民館
2階大ホール

※マスクの着用など感染予防対策をお願いします。

【問合先】市長公室政策調整係 ☎内線2425



復旧・復興状況の詳細は、市ホームページをご覧ください。



生活再建無料相談会



被災した集会所



集会所復旧後再開したサロン

3711
【問合先】社会福祉協議会 ☎23-
ポートをしています。

※社会福祉協議会がサロン立ち上げ支援や助成金の交付など活動のサポートを行います。

ま活動を止めてしまうのではなく、感染防止の対策をしながら続けていく方法を検討していきたい」と話してくれました。